大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第八条）	第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
第三章　収容定員（第九条）	第三章　収容定員（第九条）
第四章　教育課程（第十条―第二十一条）	第四章　教育課程（第十条―第二十一条）
第五章　卒業の要件等（第二十二条―第三十条）	第五章　卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
第六章　教員組織（第三十一条―第三十六条）	第六章　教員組織（第三十一条―第三十六条）
第七章　教員の資格（第三十七条―第四十二条）	第七章　教員の資格（第三十七条―第四十二条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）	第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
第九章　事務組織等（第五十五条―第五十八条）	第九章　事務組織等（第五十五条―第五十八条）
第十章　共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条の八）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条）
第十二章　雑則（第七十三条・第七十四条）	第十二章　雑則（第七十三条・第七十四条）
附則	附則
（学部以外の基本組織）	（学部以外の基本組織）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。	3　この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、第七十二条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を置く場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学部以外の基本組織を、「学部」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。
（国際連携学科の設置）	（国際連携学科の設置）
第六十六条　専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。	**第六十六条**　［同上］
2　専門職大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。	2　専門職大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。
3　国際連携学科を設ける専門職大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学に相当する大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。	3　国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。
（国際連携教育課程の編成）	（国際連携教育課程の編成）
第六十七条　国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、	**第六十七条**　国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、